

パンフェアを開催したい!

自動販売機を設置したい!

ウッドデッキを設置したい!

家庭菜園でできた野菜の産直市場を開きたい!

町内会や社会福祉協議会の皆さん!

バザーをやりたい!

お住いの近くの公園で

みんなで作った雑貨の販売会を開きたい!

にぎわいづくりしませんか?

公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業
(小さなエリアマネジメント)

街区公園等の利用に関する規制を一部緩和して
地域の主体的なまちづくり活動を支援します!!

1 制度の目的

- ◎住民主体のにぎわいづくり活動の活性化
- ◎地域活動の財源確保による地域コミュニティの活性化

2 できること

(規制緩和の内容)

◎ 物品販売等を主目的とする営利活動

例: バザー、産直市、グルメフェア etc.

◎ 自動販売機の設置※

例: 清涼飲料水の自動販売機

指定管理者制度の自主事業

◎ 公園改良の提案※

例: 芝生やウッドデッキの整備 etc.

○公園使用料・占用料を免除します!

※前年度中にお祭り等のにぎわいづくりイベント(公園使用許可を伴うもの)の2回以上の実施が要件

3 お約束いただくこと

- ◎住民主体のまちづくり活動として地域のにぎわいづくりのために行うこと
- ◎本制度に基づく活動による収益の全てを町内会等の活動費に充てること
- ◎近隣・地域住民の同意を得ること

4 申請できる団体・場所

[団体] 町内会・自治会・連合町内会

地区社会福祉協議会 など

[場所] 町内会等の区域内にある街区公園

※その他の詳細な条件は裏面をご覧ください

相談・問合せ・申請先

各区役所地域起こし推進課・維持管理課
まずは地域起こし推進課へ

ご相談ください!

※制度の詳細はパンフレット・手引きを
ご覧ください。

詳しくはホームページへ! ⇒⇒⇒

広島市HP

広島市小さなエリアマネジメント

検索

<制度の内容(一覧表)>

	㊦営利イベントの実施	㊧自動販売機の設置	㊨公園改良	
制度の目的	住民主体のにぎわいづくりの活性化 地域活動の財源確保			
規制緩和の内容	物品販売等を主目的とする 営利活動の実施	自動販売機 (清涼飲料水) の設置	公園施設設置・管理許可 ※指定管理期間内に限る	
手続き	公園施設の使用許可	公園施設設置・管理許可	①公園施設設置・管理許可 ②指定管理者制度の事業計画変更	
使用料・占用料	免除			
制度活用 の条件	<ul style="list-style-type: none"> 本制度により町内会等が得る収益の全てを、申請者である町内会等の活動費に充てること 活動の一部に企業活動を含む場合や、近隣に音・におい・振動等の影響が発生しうる場合等は、近隣・地域住民の同意を得ていること 			
対象施設	街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地			
申請要件	組織	町内会等 ①単位町内会・自治会 ②連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ上記①②のいずれかの団体が構成員として加わる地域団体（例：まちづくり協議会）		
	維持管理実績	なし (※対象施設を管理していない町内会等も対象)	対象施設の 公園清掃等報奨金 制度利用団体 又は指定管理者 (申請者の構成団体が該当する場合も可)	対象施設の 指定管理者
	活動実績	なし	前年度中に、 にぎわいづくりイベントを2回以上実施している。	
手続き窓口	区地域 起こし 推進課	<ul style="list-style-type: none"> 申請への相談対応 申請要件の確認 副申書の発行等 		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理に係る事業計画作成への相談対応 維持管理課と協議調整 副申書の発行等
	区維持 管理課	<ul style="list-style-type: none"> 公園使用許可、公園施設設置・管理許可等 		<ul style="list-style-type: none"> 公園施設設置管理許可、占用許可等 指定管理に係る各種手続き